

# 子育て・教育

このほかの記事は9面こうとうインフォメーションに掲載

## 子育て世帯を支援します 各種手当・医療助成

区では、児童手当などの各種手当や子ども医療費助成を実施しています。児童手当以外の各手当とひとり親家庭等医療費助成には所得制限があります。各手当は原則申請日の翌月分からの支給となります。

### 児童育成手当・児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成支給要件

- 父母が離婚
- 母が未婚で出生
- 父または母が死亡・生死不明
- 父または母に引き続き1年以上遺棄されている
- 父または母が裁判所等からのDV保護命令を受けた
- 父または母が引き続き1年以上拘禁されている
- 父または母に重度の障害がある(障害の内容によっては該当しない場合あり)

**国[児童手当・子ども医療費助成]** 電子申請(マイナポータル内ぴたりサービス)または区HP・こども家庭支援課給付係窓口(区役所3階14番)・豊洲特別出張所7番窓口にある申請書に必要事項を記入し、郵送・窓口で〒135-8383 区役所こども家庭支援課給付係へ

**[その他の手当等]** こども家庭支援課給付係窓口で

※豊洲特別出張所では受け付けできません

☎こども家庭支援課給付係

☎03-3647-4754 ☎03-3647-9196



手当・助成	対象	内容
児童手当	日本に居住し18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している親または養育者	[手当額(月額)]3歳未満:15,000円 3歳以上:10,000円 第3子以降の児童:30,000円 ※[第3子以降]とは22歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している児童のうち、3番目以降をいいます
子ども医療費助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童	[助成範囲]各種健康保険法の定めによる医療機関等に支払う医療費の自己負担分
児童育成手当	育成手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方で、児童が左記の要件のいずれかに該当する場合 [手当額(月額)]1人につき13,500円
	障害手当	障害がある20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合 ○身障手帳1・2級程度の児童 ○愛の手帳1~3度程度の児童 ○脳性まひ、進行性筋萎縮症の児童 [手当額(月額)]1人につき15,500円
児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害がある児童を養育している父、母または養育者で、児童が左記の要件のいずれかに該当する場合	[手当額(月額)]1人目:11,340~48,050円 2人目以降加算額:5,680~11,350円 [助成範囲]各種健康保険法の定めによる医療機関等に支払う医療費の自己負担分(世帯の課税状況に応じその一部または全部)
ひとり親家庭等医療費助成	障害がある20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合 ○身障手帳1~3級程度の児童 ○愛の手帳1~3度程度の児童 ○長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童 ※複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が基準より軽度でも該当となることがあります	[手当額(月額)] ○重度(身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度)の児童1人につき58,450円 ○中度(身障手帳3級、愛の手帳3度程度)の児童1人につき38,930円

## こども・子育て支援活動助成事業 助成金交付団体の募集を開始

区内でこどもや子育て家庭を支援する活動を行うNPOやボランティア団体等を対象に、その活動経費を助成します。

### 助成内容

**[助成額]** 1団体あたり上限30万円

**[対象事業]** 居場所の提供、遊び場づくり、養育相談、学習支援、その他児童福祉の向上に資する活動

※原則1年以上活動を行っており、かつ月に1回以上活動を実施している団体が対象

※原則として、こどもまたはその保護者が1回あたり合わせて10人以上参加できる規模の活動が対象

**[対象期間]** 令和8年4月1日~令和9年3月31日

**[対象経費]** 講師等の報償費(謝礼)および旅費(交通費)、消耗品費、広告費、光熱水費、郵便料、保険料、賃借料、その他活動を実施するために必要な経費

※助成対象団体・事業・経費等の要件や提出書類などの詳細は、区HPにある「募集要項」を必ずご確認ください



☎5月7日(木)~27日(水)17:00(消印有効)に、区HP・こども家庭支援課こども政策推進担当窓口(区役所3階15番)にある申請書に

必要事項を記入し、〒135-8383区役所こども家庭支援課こども政策推進担当へ郵送・メール・窓口で

☎こども家庭支援課こども政策推進担当 ☎03-3647-9671 ☎03-3647-9196 ✉dantai\_jyosei@city.koto.lg.jp



## 青少年健全育成の懸け橋 地域のコーディネーター 令和8・9年度江東区青少年委員45人を委嘱

青少年委員は、学校・家庭・地域・行政の懸け橋となり、青少年の健全育成の役割を担う地域のコーディネーターです。2年ごとに、小学校と義務教育学校の通学区域から各1人と、小・中学校の校長から代表として各1人が選ばれ、今期は45人の方が委員になりました。

個人の活動以外にも、全区的な活動を行うための青少年委員会を組織し、さまざまな活動を行っています。青少年健全育成についてのご要望・ご相談がありましたら、地域の青少年委員を紹介しますので、お問い合わせください。

☎青少年課地域連携係

☎03-3647-9629 ☎03-3647-8474

### 令和8・9年度 江東区青少年委員

氏名	学校区	氏名	学校区	氏名	学校区	氏名	学校区
和田 真紀子	明治小	西村 俊比古	毛利小	織茂 貴之	香取小	高山 陽子	第五砂町小
新座 良和	深川小	田下 恵一	東川小	齋藤田 康史	浅間堅川小	高取 健一	第六砂町小
長谷川 容子	八名川小	喜古 修	豊洲小	武藤 公人	水神小	川名 美和	第七砂町小
榎本 武久	臨海小	瀬戸 夕起子	豊洲西小	横井 義光	第一大島小	福山 憲治	小名木川小
林 和弘	越中島小	小川 周志	豊洲北小	堀口 富宏	第二大島小	小川 則子	東砂小
井上 知子	数矢小	原 浩司	東雲小	上籠 敦子	第三大島小	井上 光一	北砂小
安井 覚弘	平久小	古谷 潤	有明小	高橋 美樹	第四大島小	藤澤 美智子	亀高小
松城 康夫	東陽小	林 統一	枝川小	萩原 健史	第五大島小	金岡 香恵	小学校長会
小西 圭一	南陽小	古澤 美和	辰巳小	笠井 君夫	大島南央小	齋藤 泰弘	中学校長会
高橋 瞬一	川南小	馬場 史朗	第二辰巳小	小久保 栄一	砂町小		
高瀬 典晃	扇橋小	渡部 光一	第一亀戸小	力石 信隆	第三砂町小		
笠井 泰治	元加賀小	春原 早苗	第二亀戸小	多田 正子	第四砂町小		

※第二砂町小、南砂小、有明西学園からは5月1日現在未選出

### LGBT等相談

性的指向やジェンダーアイデンティティに関する悩みや不安などご相談ください。LGBT等の方だけでなく、家族や職場、支援者の方も相談できます  
電話相談(予約不要) 毎月第3木曜 17:00~20:00 ☎03-3647-1171 面接相談(来所またはオンライン・要予約) 毎月第2火曜 17:00~20:00

